

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
職員定着及びエンゲージメント向上に係る業務委託
仕様書

1 業務名

職員定着及びエンゲージメント向上に係る業務委託

2 業務の目的

地方独立行政法人神奈川県立病院機構(以下「発注者」という。)では、事務職及び看護職の離職の多さが課題となっている。また、今後は生産年齢人口の減少による働き手の確保が困難になることが予測されている中、職員からは、コミュニケーション不足、業務の属人化、世代間ギャップ等より自身の能力を十分に発揮できていないと感じているとの声も上がっている。これらのことを踏まえ、職員定着及びエンゲージメント向上に係る対策が求められている。

この業務委託は、発注者が各所属の現状分析を行い、課題を明らかにするとともに、職員定着及びエンゲージメント向上に係る専門的な対策を実施するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

本部事務局：神奈川県横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル4階

(令和8年8月から神奈川県横浜市栄区小菅ケ谷1-2-1に移転予定)

足柄上病院：神奈川県足柄上郡松田町松田惣領866-1

こども医療センター：神奈川県横浜市南区六ツ川 2-138-4

精神医療センター：神奈川県横浜市港南区芹が谷2-5-1

がんセンター：神奈川県横浜市旭区中尾2-3-2

循環器呼吸器病センター：神奈川県横浜市金沢区富岡東6-16-1

5 業務の実施条件

(1) 支援対象者

発注者に所属する職員 約1,900名(事務職約170名、看護職約1,730名)

(2) 業務実施の基本方針

- ア 現場負担に配慮した実行可能な設計とすること
- イ 専門的知見の活用による施策の実行性を確保すること
- ウ 単なる分析や研修にとどまらず、組織文化の変革を促進すること
- エ 現場の実態把握及び課題を可視化すること
- オ 職員及び管理職の生産性の向上に資する内容とすること

6 業務の内容

受注者は、本業務の目的及び基本方針を踏まえ、現状分析に基づいた最適な施策を企画・実施すること。なお、本仕様を示す事項は最低限求める機能的要件を示すものであり、具体的な実施方法、実施頻度、実施形態等については、受注者の専門的知見に基づき提案すること。また、受注者は、以下に示す内容の他、本業務の目的達成に有効な方法について、積極的に提案・実施すること。

(1) 職員の定着及びエンゲージメント向上に関する支援

- ア 職員が継続的に学習及び気づきを得られる仕組みの構築
- イ 職員の意見・課題・ニーズを把握し、組織運営に反映させるための仕組みの設計及び運用
- ウ 業務の属人化の解消及び円滑な引継を可能とする業務整理・可視化の推進

(2) 管理職のマネジメント能力向上に関する支援

- ア 部下との関係構築、指導及び職場環境の維持改善に関する能力向上に資する取組
- イ 組織運営上の課題や個別事案に対する専門的助言及び伴走型支援
- ウ 管理職が自律的にマネジメントを実践できる状態の実現に向けた支援

(3) 組織全体の最適化及び継続的改善に関する支援

- ア 組織内における有効な取組の把握・共有
- イ 各種施策の効果検証及び改善提案
- ウ 定期的な状況把握及び課題整理並びに次期施策に関する助言
- エ 業務開始時における現状分析及び全体設計（目標設定、評価指標、運用方針等）の整理
- オ 本業終了後においても、自走的な運用が可能となるような仕組みづくり及び定着支援

7 成果物

本業務の成果物及びその提出期限は、次のとおりとするが、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

なお、下記成果品に限らず業務目的を達成するために必要な成果物について提案すること。

(1) 成果物

ア プロジェクト実施計画書

(ア) 提出期限 令和8年7月10日まで

(イ) 提出物

【プロジェクト実施計画書】

委託業務の実施方針、体制、スケジュール、実施内容及び成果指標等を整理した実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

イ 中間報告

(ア) 提出期限 令和8年10月31日まで

(イ) 提出物

【中間報告書】

提出時点における業務の進捗状況、実施内容の評価、課題及び改善提案を取りまとめること。

ウ 実施報告書

(ア) 提出期限 令和9年3月31日まで

(イ) 提出物

【実施報告書】

業務全体の実施結果、効果検証、課題及び今後の展開に向けた提案を含む最終報告を行うこと。

(2) 提出方法

受注者は、成果物について電子データにより提出すること。提出する形式は、Microsoft Word、Excel及びPowerPoint並びにPDF形式とすること。

- (3) 内容の変更
受注者は、上記(1)に定める書類の記載内容等に変更が生じた場合は、速やかに発注者に文書で報告し、承諾を受けなければならない。
- (4) 納入場所
神奈川県立病院機構本部事務局とする。

8 特記事項(知的財産権の帰属)

- (1) 本業務の遂行に伴い作成された研修動画、テキスト、マニュアル、報告書等(以下「成果物」という。)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)その他一切の知的財産権は、成果物の納入をもって、受注者から発注者に移転するものとする。
- (2) 受注者は、成果物等に関し、発注者及び発注者が指定する第三者に対して、著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受注者が本業務に使用する既存著作物の著作権は受注者に留保されるが、発注者が当該成果物を自由に利用(複製、編集、回線、配信等)できるよう、受注者は発注者に対しその利用を無償で許諾するものとする。
- (4) 成果物等が第三者の知的財産権を侵害するものでないことを、受注者は保証するものとする。